

第 1 回 横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会 会議録	
日 時	平成 26 年 6 月 9 日（月）10 時 00 分～12 時 15 分
開 催 場 所	横浜新関内ビル 11 階会議室
出 席 者	<p><b>【委員】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・石川芳治（東京農工大学大学院 教授）</li> <li>・稲垣秀輝（株式会社環境地質 代表取締役社長）</li> <li>・海老原佐江子（A.佐川法律事務所）</li> <li>・太田秀樹（中央大学 教授）</li> <li>・谷 和夫（独立行政法人防災科学技術研究所 研究員）</li> <li>・二木幹夫（一般財団法人ベターリビング 常務理事）</li> </ul> <p><b>【横浜市建築局】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・坂和伸賢（建築局長）</li> <li>・久松義明（建築局企画部防災担当部長）</li> <li>・石井 保（建築局企画部建築防災課がけ・狭あい担当課長）</li> <li>・水谷年希（建築局企画部建築防災課担当係長）</li> <li>・清野 修（建築局企画部建築防災課）</li> </ul> <p><b>【事務局】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・古木 淳（建築局宅地審査部長）</li> <li>・藤井康次郎（建築局宅地審査部宅地審査課宅地企画担当課長）</li> <li>・佐藤弘之（建築局宅地審査部宅地審査課担当係長）</li> <li>・小杉理子（建築局宅地審査部宅地審査課宅地企画担当）</li> <li>・吉村匡裕（建築局宅地審査部宅地審査課宅地企画担当）</li> <li>・石射 卓（建築局宅地審査部宅地審査課宅地企画担当）</li> </ul> <p><b>【調査受託者】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・応用地質株式会社</li> </ul>
欠 席 者	—
開 催 形 態	一部公開（傍聴者 0 人）
議 題 等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会・建築局長あいさつ・委嘱状の交付</li> <li>2 委員会について（説明）</li> <li>3 委員あいさつ（自己紹介）</li> <li>4 委員長選任</li> <li>5 公開・非公開の決定</li> <li>6 審議 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) がけ地総合対策事業について <ol style="list-style-type: none"> <li>ア がけ地総合対策事業の概要</li> <li>イ 平成 25 年度がけ地総合対策調査業務委託の報告</li> </ol> </li> <li>(2) 宅地耐震化推進事業について</li> </ol> </li> </ol>

	<p>ア 宅地耐震化推進事業の概要</p> <p>イ 平成24年度及び平成25年度に実施した第二次スクリーニング計画策定業務について</p> <p>ウ 第二次スクリーニングの手法について（平成27年度以降実施予定）</p> <p>※ 議題1から5まで公開</p>
決 定 事 項	<p>1 非公開の審議について、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に該当する理由を整理する。</p>
議 事	<p>1 開会・建築局長あいさつ・委嘱状の交付</p> <p>（事務局）委員会の委員長を後ほど決めさせていただきますので、それまでは事務局が進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>まず、はじめに建築局長の坂和よりごあいさつさせていただきます。</p> <p>（建築局長）【建築局長よりあいさつ】</p> <p>（事務局）これより、建築局長より委嘱状を交付させていただきます。</p> <p>【稲垣委員、石川委員、太田委員、二木委員、谷委員、海老原委員の順に交付】</p> <p>2 委員会について（説明）</p> <p>（事務局）ありがとうございました。それでは、はじめに本日の資料の確認と委員会の主旨の説明について事務局から説明させていただきます。</p> <p>（事務局）【資料の確認と委員会の概要について説明】</p> <p>3 委員あいさつ（自己紹介）</p> <p>（事務局）それでは、先ほど委嘱させていただきました委員の方々、自己紹介をよろしくお願いいたします。</p> <p>【稲垣委員、石川委員、太田委員、二木委員、谷委員、海老原委員の順に紹介】</p> <p>4 委員長選任</p> <p>（事務局）みなさま、幅広い分野で御活躍されており、本当に心強い次第です。</p> <p>ここで、委員長を決めさせていただきたいのですが、互選という形になっています。自薦、他薦等ございましたらご意見をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。</p> <p>（委員）【特に意見なし】</p> <p>（事務局）特に御意見がないようでしたら、事務局としては太田委員にお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。</p> <p>（委員一同）異議なし。</p> <p>（事務局）それでは、太田委員に委員長をお願いしたいと思います。</p> <p>ここからは、本題に入っていきますので、太田委員長に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>

## 5 公開・非公開の決定

(委員長) それでは、始めましょう。まず、会議の公開・非公開について決めていかなければなりません。では、事務局より説明をお願いします。

(事務局) 【公開・非公開の決定について説明】

(委員) この会議を開いているということ自体も非公開なのでしょうか。会議の開催と議題は公開で、議事の中身については非公開ということでしょうか。

(事務局) 会議の開催につきましては公開させていただいております、今回も議事の情報については非公開ですが、会議の開催についてはインターネット等により公開しています。議事の内容につきましては、先ほどご説明したとおり、公にすることは適当ではないことから非公開とさせていただきます。

(委員) あと、やり方として私の知っている限りでは、抽象的な内容については公開するけれども、場所が特定される場合や説明にあったように混乱がありそうなものに該当する場合は非公開にするというやり方もあると思います。そういう考え方で行くと、どちらになるのでしょうか。審議内容については全て非公開という形になるのですか。

(事務局) 第二次スクリーニングについては、その考え方が計画にそのまま反映されていくことになりますので、それが公開されると、住民の方のうちはどうなのだろうと憶測を生じさせる恐れがありますので、審議内容そのものについて非公開にさせていただきたいと考えております。

(委員) 審議内容の第二次スクリーニング計画についてですが、市民の財産権に影響がないようなものについては公開しても構わないと思うのですが。

(事務局) どのくらいという程度はあると思うのですが、最終的には計画という形で、具体的に二次スクリーニングを行う場所を決めて行きますので、直接ではありませんが、最終的な計画に影響を与えるというのであれば、この時点から非公開とした方が良いのではないかと考えています。

(委員) 情報公開請求があった場合でも、それに耐えられる理論武装はされるのでしょうか。

(事務局) それも同様にいたします。

(委員) わかりました。非常に難しい部分ですので、当初から二次スクリーニングの後に、造成宅地防災区域を指定ともう一段階ありますし、その時点で行政庁の判断があるでしょうから、そういう仕組みになっていると思いますが、第二次スクリーニングの全体が何十個も出てきたときに指定されていくということであって、それが必ずしも、例えば工事の順番とか、スクリーニングする順番までですよ、スクリーニングした結果というわけではないですよ。そうすると、多少微妙なところにはなると思うのですが。

(事務局) 検討中の内容は曖昧な情報ということで公開せず、結果は結果ということで後のほど検討したいと思います。

(事務局) 今回の資料の中にもモデル的に個別地区の資料が入っているということで、その部分だけ取り出して非公開とし、一般的な部分だけ公開するというのは、委員会の進め方として難しいと思いますし、検討の途中段階ということで、進め方も変わるおそれがありますので、確定していない事項について事務局としては非公開としたいと考えております。

(委員長) 私も非公開が適切かと思いますが、少し確認させていただきたい点があります。非公開の理由ですが、市民の方は委員会リスト、会議の公開・非公開について見られるため、その理由を知りたいという場合があると思いますが、その時の答え方はどうするのか。資料にあるとおり内部での検討がまだ十分でない、市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるというのは、一般論であり横浜市ルールに書いてあることの解釈として、そういうことを横浜市は考えている。ですが、この委員会がなぜ、それに該当する理由の説明は何もなく、理由を聞かれた場合どう説明するのか。我々は、個人の財産価値に直接響くなど、実態について理解していますが、それを具体的に言うことはできますか。

(事務局) 個別の地区の話も入っていますので、二次スクリーニング後の話でもないので、途中段階で委員会に取り上げられているということ自体が、個人の財産価値そのものを下げるということになりかねないということは、お話しできると思います。

(委員長) それについては、我々も認識しています。それを表に出すかということです。

(建築局長) 話は違いますが、都市計画審議会というものがございまして、その分科会で市街化区域にするか市街化調整区域にするかについて議論しています。市街化調整区域を市街化区域にするとなると土地利用計画や財産権にも関わってきますので、全て非公開としています。これは、個別具体的なエリアで検討するというので、委員に圧力がかけたり、あるいは情報の流出も含めて、そのようなことの無いように都市計画審議会ですべて決めています。従いまして本委員会もこれから議論していく中で個別具体的なエリアが多く出てくるかと思っておりますので、そういった意味では、私どもは外に対して今のような説明で対応していきたいと考えています。

(委員長) わかりました。それでよろしいでしょうか。最終的には決定すれば、公表するのですね。

(事務局) 全く出さないということではなく、その公表の仕方についても、この場でご意見をいただければと思っております。

(建築局長) 先ほど委嘱させていただきましたが、この委員会は、市長からの答申を受けるという形であり、それを最終に出すか出さないかは行政の責任になるかと思っておりますが、その考え方をこの場で議論いただきたいと思います。

ております。

(事務局) 今の考えですと、それにつきましては、次回の委員会で案を提示させていただきたいと考えております。

(委員長) さっき聞きたいことがあると言っていたのは、その対応で大丈夫かということなのですが。市民には色々な方がいらっしやって、色々なことを言ってくるわけですが、それらに耐えられるかということですよ。この委員会で非公開であると決めたということになるわけですから。

(横浜市建築局) よろしいでしょうか。今の段階は、第二次スクリーニングに入る前ですので、ルール作りをしている段階だと思っております。ですから、どのようにして判断基準、イエス・ノー・グレー、を決めて行くかの段階で公開をすると、宅地の所有者、事業者が自分の思いだけでそのルール作りに関わると、1つの客観的なルールを作っていく上で、あまり良いことではないと思っております。ですから、まずルールをつくるために議論をしていただいて、内容については先生方の知見で客観的にルールをつくっていただけたらと思います。もう1つ公表についてですが、今後対策に入っていく場合に、住民の方々にお知らせをしていくわけですから、その公表の仕方は住民にとっていつ頃が良いのか、これから第二次スクリーニングの結果が出てくる段階で、どう公表するかお諮りしていきたいと思っております。いずれにしてもその段階で公表していくこととなります。

(委員長) 最終的には公表せざるを得ないということですね。

(横浜市建築局) そうです。

(委員) 先ほどの御質問についてなんですが、確かにこういった附属機関の会議は公開することが原則となっていますが、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」に定められているとおり、例外規定がありまして、そこに率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれであるとか、不当に市民の混乱を生じさせる恐れがある場合は、非公開とすることができるようになっています。今回の場合は、先ほど御説明があったとおり、まだ中途半端な情報の審議を行っていく段階ですので、最終的にこの地域ということが決まれば、正式なものとして当然公開するべきだと思っておりますが、途中段階のものを中途半端な状態を出してしまうと、不当に市民の財産権を侵害する、ひいては混乱が生じるということになりますし、そういうことが起こるのであれば、事業者等から不当な圧力が委員に対してかかる可能性もあります。そうすると、そもそも附属機関を設置した意味ということ自体が失われてしまうので、非公開にするという理由は十分にあると思われますし、これに耐えられるかということは、例外規定に該当するということをも十分に説明できればよろしいかと思っております。先ほど御説明いただいた事項

	<p>で、住民に対しての説明が可能だと考えますので、非公開が適切だと思います。</p> <p>(委員長) わかりました。私も委員全員が非公開に賛成していますので、適切だと考えます。ただ、なぜ非公開なのかと聞かれたときに、外部の方にどう答えるかを気にしているのです。今の説明で委員会は納得できますが、その他の誰に分かるのかということです。</p> <p>説明の仕方をどうするのかということを聞いているのです。委員会で納得すれば良いというわけではなく、こういう2項目に該当する理由をちゃんと出さなければならない。理由を聞きたい人が来たら、必ず誰かが出て行って答えるという訳にもいきませんから、理由を書いたものがあつた方がいいと思います。当の問題が難しい問題ですから、長いとややこしいので短い文章で良いですから、非公開となる理由はなぜかということの文案を考えてもらえませんか。それについては、海老原委員に相談されて決めていただけたらと思います。</p> <p>(事務局) はい、本日そのような資料が用意できたら良かったのですが、それについては事務局で作成し、海老原委員に相談させていただいた上で、後日みなさまにお送りさせていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>(委員長) 我々は、法律の専門家ではないので、意見を求められてもしっかり答えられないと思いますが、海老原委員は適役かと思います。</p> <p>(委員長) 時間の関係もありますので、これも大事な問題で横浜市として、批判がでないようにする。</p> <p>これは全員非公開に賛成ということで、非公開の理由は、これに該当するというだけでなく、なぜ該当するかということをしてできるだけコンパクトにわかりやすく作っていくということで。</p> <p>(事務局) つくらせていただきます。</p> <p>6 審議について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内部での検討がまだ十分でない情報であり、それを公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受け、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあること</li> <li>・また、現在検討中の未成熟な情報が含まれており、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから</li> </ul> <p>横浜市の保有する情報の公開に関する条例第 31 条に基づき非公開とします。</p>
<p>資 料</p> <p>・</p> <p>特 記 事 項</p>	<p>1 資料</p> <p>(1) 第 1 回横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会次第</p> <p>(2) 第 1 回横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会 配付資料一覧</p> <p>(3) 【資料－1】横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会について</p>

	<p>(4) 【資料－2】横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会条例（平成 26 年 4 月 1 日施行）</p> <p>(5) 【資料－3】横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会運営要綱</p> <p>(6) 【資料－4】横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会の公開／非公開について</p> <p>(7) 【資料－5】がけ地総合対策事業について（平成 26 年度事業の報告）</p> <p>(8) 【資料－6】平成 25 年度がけ地総合対策調査業務委託 報告書概要</p> <p>(9) 【資料－7】安全・安心なまちづくりのために（出典：国土交通省）</p> <p>(10) 【資料－8】全国の変動予測調査の実施状況及び調査結果の公表状況（出典：国土交通省）</p> <p>(11) 【資料－9】横浜市における宅地耐震化推進事業の取り組みについて</p> <p>(12) 【資料－10】横浜市大規模盛土造成地の状況調査図</p> <p>(13) 【資料－11】第一次スクリーニング調査結果の分析業務委託（平成 24 年度業務）報告書概要版</p> <p>(14) 【資料－12】平成 25 年度 大規模盛土造成地変動予測調査第二次スクリーニング計画策定業務委託 報告書概要版</p> <p>(15) 【資料－13】宅地耐震化推進事業第 2 次スクリーニングについて</p> <p>※ 議題 6 が非公開のため、資料(7)から資料(15)までは非公開</p> <p>2 次回開催について</p> <p>日時 平成 26 年 9 月 11 日（木）14 時 00 分から</p> <p>場所 横浜新関内ビル 11 階会議室</p>
--	--

※本会議録は委員及び会議関係者で確認の上、内容を確定しています。